

愛媛県報

発行 愛媛 媛 県

第483号

令和6年2月13日火曜日 第483号

◇ 目 次 ◇
告 示

 大規模小売店舗の届出に係る市町等の意見の概要
 (経営支援課)
 55

 国営土地改良事業の換地処分
 (農地整備課)
 55

 義務付保の同意を求めるための事前届出及び指定漁船調書の縦覧
 (水産課)
 55

 道路の区域変更(県道脇川公園線)
 (南予地方局西予土木事務所)
 56

 道路の供用開始(県道鳥坂宇和線)
 (")
 56

 道路の供用開始(県道鳥坂宇和線)
 (")
 57

 公告
 佐報紙の印刷及び配布業務の委託
 (広報広聴課)
 57

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第92号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により市町から聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

これらの意見は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部商工観光課並びに鬼北町役場において告示の日から1月間縦覧に供する。

令和6年2月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	法第8条第1項の規定により市町から聴 取した意見の概要	法第8条第2項の規定により述べられた 意見の概要
(仮称)ドラッグコスモス 鬼北店	北宇和郡鬼北町大字近永11 08番 1 外 5 筆	店舗の敷地から「町道工場停車場線」へ出る車両への対策、店舗建物と南側民家との間に通る「谷間風」を懸念する意見があり、これらに対する地域住民への説明や必要な対策を検討する	店舗西側の町道は道幅が狭いため、事故防止の 観点から、店舗西側には歩行者の出入口を設け ないこと。
		する地域はは、いまれて必要な対象を検討すること。	店舗建物と南側民家が近接するようになったことや店舗前駐車場と第2駐車場に高低差があることから、強い谷間風が発生する恐れがあるため、店舗西側に植栽や塀を高くするなどの対策を行うこと。
			店舗西側町道(南町新町線)から店舗南側町道(工場停車場線)の突きあたりにカーブミラーの設置をお願いしたい。店舗西側町道(南町新町線)に通り抜け禁止の標識設置もお願いしたい。また、店舗開店時や繁忙時には、混雑が予想されるため、出入口2箇所だけではなく、道幅の狭い町道(南町新町線)の出入の際の誘導もお願いしたい。

○愛媛県告示第93号

令和6年2月5日国営緊急農地再編整備事業道前平野地区久妙寺 換地区の換地計画に基づく換地処分を行ったので、土地改良法(昭 和24年法律第195号)第89条の2第10頃において準用する同法第54 条第4項の規定により公告する。

令和6年2月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第94号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項

の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同政令第5条第3項の規定により、1のとおり公示し、及び2のとおり指定漁船調書を縦覧に供する。

令和6年2月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 届出事項

(南予地方局農林水産振興部水産課管内)

発 起	人 の 住 所 及 び	氏名	加入区	漁船損害等補償法第113条第 1 項の申出をする漁業協同組合の 名称
宇和島市津島町高田甲137番地2	宇和島市津島町近家甲209番地92	宇和島市津島町近家乙147番地21	岩 松	愛媛県漁業協同組合
西 村 孝 俊	魚 下 誠	山 口 正 純	14 14	· 复级示温来励问祖日

- (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1)

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

令和6年2月13日から2月27日まで

(2) 縦覧場所

南予地方局農林水産振興部水産課

○愛媛県告示第95号

道路法(昭和27年法律180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 令和6年2月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区	間	旧・新 別	敷 地 の幅 員	延長	備考
	肱川公園線	西予市野村町予子林6604番地先から 同町予子林6633番地先まで			メートル 5 4~12 6	キロメートル 0 598	
県 道	加州公园龄	西予市野村町予子林6607番2から 同町予子林6619番2まで		新	12 6~22 5	0 598	

○愛媛県告示第96号

道路法 (昭和27年法律180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年2月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

道	i 路の種類	路	線	名	区	間	旧・新別	敷幅	地	の 員	延長	備考
le le	. **	鳥坂宇和線		ı ∠ 白	西予市宇和町信里1874番地先から 同町信里1893番 2 まで			メート 4		0. 9	キロメートル 0.097	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	県 道			級	西予市宇和町信里1938番16から 同町信里1893番2まで	新	8	3~2	20 .1	0 .097		

○愛媛県告示第97号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年2月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の	種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	区	間	供用開始の日
県	道	肱	川公園	線		西予市野村町予子林6607番 2 から 同町予子林6619番 2 まで						令和 6 年 2 月13日

○愛媛県告示第98号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 令和6年2月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の	種 類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県	道	鳥	坂宇和	線		西予市宇和町信里1938番16から 同町信里1893番 2 まで						

公 告

〇公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和6年2月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 入札に付する事項
- (1) 件名

広報紙の印刷及び配布業務の委託

- (2) 委託業務名及び数量 広報紙の印刷及び新聞折り込み業務、一式
- (3) 委託業務の内容等 仕様書による。
- (4) 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

- (5) 委託業務に係る成果品の納入場所 仕様書による。
- (6) 入札方法

入札金額は、一部当たりの単価とすること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和5年度から令和7年度までの製造の請 負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業 者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 委託業務と同程度の印刷及び新聞折り込み業務の実績を有し、委託業務について、適切に履行し得る体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 4の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場 所及び問合せ先

愛媛県企画振興部政策企画局広報広聴課広報プロモーション グループ

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 2241

(2) 入札書の受領期限

開札の日時に開札の場所へ持参して提出するか、又は令和6年3月26日(火)午前9時30分まで(必着)に(1)に掲げる場所に郵送(簡易書留郵便又は一般書留郵便)により提出すること。

- (3) 入札説明書の交付方法
 - ア (1)に掲げる場所で交付する。
 - イ 交付期間

公告の日から令和6年3月8日(金)まで。ただし、執務時間中(土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までをいう。以下同じ。)に限る。

(4) 開札の日時及び場所 令和6年3月26日(火)午前10時30分 愛媛県庁第一別館11階会議室

- 4 その他
 - (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から 第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)を知事に提出し、入札参加資格の確認を受けること。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合 は、これに応じなければならない。

ア 確認申請書の受領期限

令和6年3月8日(金)午後5時15分までに、3の(1)に掲げる場所へ持参して提出、又は郵送すること。

(4) 入札の無効

2 に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に 求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効 とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

委託業務を履行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) 契約の成立

本件入札は、令和6年度予算を審議する愛媛県議会において、

当該予算の成立を条件として実施するものであり、当該予算成立をもって契約の成立とする。

(8) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be rendered: Printing a monthly newsletter and inserting it into newspapers , 1 set
- (2) Time limit of tender: 10:30 a m., 26 March 2024 (tenders submitted by mail: 9:30 a m., 26 March 2024)
- (3) For further information, please contact: Public Relations Section, Public Relations Division, Policy and Planning Subdepartment, Planning and Development Department, Ehime Prefectural Government, 4 4 2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan Tel 089 912 2241

令和 6 年 2 月13日 発行 58